

事業用電気通信設備規則等の一部改正について
(諮問第1179号)

<目 次>

1	改正概要	1
2	事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	5
3	電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	17
(参考)		
	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	19
	・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	26
	・ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)	29
	・ 事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する告示案 (新旧対照表)	31
	・ 管理規程の細目を定める件告示案	33

事業用電気通信設備規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成19年1月24日付け情報通信審議会答申「OAB～J番号を使用するIP電話の基本的事項に関する技術基準」（情審技第5号）及び平成19年5月24日付け情報通信審議会答申「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」（情審技第33号）において提言された事項のうち、省令改正を要する次の事項について規定整備するものである。

1. OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準の見直し（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。）改正）
2. コロケーション設備に対する防火等対策（設備規則改正）
3. 電気通信主任技術者の配置要件の見直し（電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）改正）

II 改正の概要

1. 事業用電気通信設備規則改正

(1) OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準の見直し

アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備のうち、OAB～J番号を使用するIP電話用設備等の技術基準において、以下の規定を追加するとともに、規則構成を一部見直す。

- ・OAB～J番号を用いて電気通信役務を提供するIP電話用設備にネットワーク品質を規定。
- ・固定電話用設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、OAB～J番号を用いて電気通信役務を提供するIP電話用設備）に発信者番号偽装対策に関する規定を整備。

(2) コロケーション設備に対する防火等対策

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機器室等に、他の電気通信事業者の電気通信設備を設置する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認しなければならないこととするための規定を追加。

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 54）

コロケーション先の電気通信設備の保護

電源設備について、例えば、異常時電源遮断機能を具備することや、保守点検により正常性を維持すること等、発火・発煙等の防止に関する基準を、電気通信事業法上の技術基準等として設けることが必要である。また、他の事業者のビルにコロケーションしているすべての電気通信設備について、発火・発煙等の防止等の最低限の安全・信頼性が確保されるよう所要の措置を講じることが必要である。

2. 電気通信主任技術者規則改正

○ 電気通信主任技術者の配置要件の見直し

電気通信主任技術者と同等と認める者の配置によることができる場合の事業用電気通信設備の設置の範囲を一の市町村に限定しているものを、総務大臣が別に告示する要件に適合する場合にあっては、一の都道府県まで認めることとするための規定を追加。【第3条の2】

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 31）

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録制度の有効活用

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の指標として、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）」が規定されており、この基準に沿って対策を行っている事業者について登録制度が設けられているところである。事業者が効率的に情報通信ネットワークの安全・信頼性を向上させることができるよう、3.2.1項で後述する電気通信主任技術者の配置要件の明確化の検討と併せて、本制度の一層の有効活用を図ることが必要である。

【参考】以下の項目については諮問対象外

参考 1. 電気通信事業法施行規則改正

(1) 安全・信頼性対策項目の管理規程化

ネットワークのIP化の進展にともない、ネットワークの安全・信頼性確保のために対策が必要とされた項目に関して管理規程で定めることが必要な事項とするための規定を追加。【第29条関係】

(2) 重大な事故報告対象の見直し

現在、重大な事故報告対象になっている「役務の停止」に加え、つながりにくいといった「役務の品質の低下」を報告対象とするための規定を追加。【第58条関係】

■答申抜粋（情審技第33号）(p. 43)

社会的影響の変化に伴う事故報告基準の見直し及び明確化

電気通信サービスの安全・信頼性対策として、事業者に対して事故の報告を求め、統計分析を行うことは、

- ・ユーザー保護の観点から、電気通信サービスが安定的に提供されているかどうかをマクロ的に把握し、国民生活や社会経済活動に影響を与える事故・障害等について、今後さらに必要となる対策や改善措置等の提言及び再発防止のための検討を行うことができる。
- ・報告された重大な事故について統計分析した結果を公表することにより、利用者は自らが利用しているネットワークの品質を客観的に把握することができる。

等の点で重要である。

そのためには、今日のネットワークのIP化に対応して、事故の規模、時間及び事象が、社会的影響度を適切に反映した事故報告基準の下で収集されることが必要である。

具体的には、現状では、IP系サービスに多く見られる「つながりにくい」といったサービスレベルの著しい低下は報告対象となっていないが、ICTサービスの安全・信頼性を確保し、利用者利益を確保する上では、このような事故のうち影響の大きいものについては、報告対象となるよう報告基準を見直すことが必要である。

また、使用する用語や事象の説明を事業者、総務省、マスコミ、消費者などが共通して理解しやすい内容とするための配慮が必要であり、そのうえで報告基準の適用（報告の要否）について具体的な例示等を総務省ホームページに掲載するなどにより運用の統一を図ることが必要である。

（略）

(3) 重大な事故報告の際の電気通信主任技術者の確認の要件化

電気通信事業法第28条に基づく重大な事故報告書（詳報）提出の際に電気通信主任技術者（電気通信主任技術者規則第3条の2に基づき電気通信主任技術者と同等と認める者を含む。）の確認・押印（署名）を要件とするための規定を追加。【様式第50】

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 32）

電気通信主任技術者等の活用

（略）

具体的には、電気通信主任技術者に、一定の監督責任を果たす権限を持たせるなど、その位置付けについて検討することが必要である。同様に、総務大臣に対して「重大な事故」の報告をする際に、電気通信主任技術者に何らかの報告の責任を持たせること等が必要である。

（略）

参考 2. 電気通信事業報告規則改正

(1) 定期的な事故報告の制度化

電気通信事業法第166条に基づく総務大臣への報告について以下の事項を追加するための規定を追加。【第58条関係】

■答申抜粋（情審技第33号）（p. 44）

社会的影響の変化に伴う事故報告基準の見直し及び明確化

（略）

また、小規模・短時間の事故の中にも、将来の大規模・長時間な事故へ発展する要因を含む事故が内在することが考えられることから、事業者は、これらの情報を国や業界内で共有し事故の状況を把握したうえで、国の政策等に的確に反映することが必要である。

さらに、利用者の登録業務など直接通信サービスに影響を及ぼしていないものの、利用者に大きな影響を及ぼすシステムについては、MNP（携帯電話番号ポータビリティ）の開始に伴い事故が発生したこと等を踏まえ、報告対象とすることが必要である。

○ 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二）</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の三―第三十五条の七）</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）</p> <p>第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二）</p> <p>第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備（第三十五条の二の二―第三十五条の八）</p> <p>第三款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の六）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p>

第一款 アナログ電話用設備等

第三条の二（第十二条）（略）

（防火対策等）

第十三条 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

3 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認しなければならない。

第十四条（第二十五条）（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

第一款 アナログ電話用設備等

第三条の二（第十二条）（略）

（防火対策等）

第十三条 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならぬ。

2 事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

第十四条（第二十五条）（略）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

第二十六条～第三十三条 (略)

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。) 第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの (以下この条、**第三十五条の十一**、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。) を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

第三十五条 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関 (以下「警察機関等」という。) への通報 (以下「緊急通報」という。) を扱う事業用電気通信設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

第二十六条～第三十三条 (略)

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。) 第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの (以下この条、**第三十五条の六**、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。) を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 (略)

第三十五条 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関 (以下「警察機関等」という。) への通報 (以下「緊急通報」という。) を扱う事業用電気通信設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれのない場合は、この限りでない。

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の三 この款の規定（第三十五条の五第二項を除く。）は、総合デジタル通信用設備について適用する。

二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。

三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の二 この款の規定（第三十五条の五第二項を除く。）は、総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について適用する。ただし、総合デジタル通信用設備については次条第五号、第三十五条

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の四 (略)

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号から第三号までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

の六及び第三十五条の七の規定、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備については第三十五条の四の規定は、適用しない。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

(通話品質)

第三十五条の四 (略)

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質についてそれぞれ準用する。この場合において、第三十五条第一号から第三号までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と総合デジタル通信用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、**同条第一号中**「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、**同条第二号、第三号及び第五号中**「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と総合デジタル通信用設備**又は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について**それぞれ**準用する。この場合において、**第三十五条第一号中**「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、**同条第二号、第三号及び第五号中**「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に關して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(安定品質)

第三十五条の七 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 **第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。**

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネット

トプロトコル電話用設備

(適用の範囲)

を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の八 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、**電気通信設備の種別に応じて**総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第二項を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について適用する。

（基本機能）

第三十五条の九 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

（接続品質）

第三十五条の十 第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号から第三号までの規定及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用

いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（総合品質）

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互

間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

（安定品質）

第三十五条の十三 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

（緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第四款 その他の音声伝送用設備

第三十六条～第三十六条の五 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 **第三十五条の六第二号**及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

第三章 (略)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第三十八条～第四十四条の二 (略)

(防火対策等)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 **事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室、**

第三款 その他の音声伝送用設備

第三十六条～第三十六条の五 (略)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。

2 **第三十五条の八第二号**及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

第三章 (略)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第三十八条～第四十四条の二 (略)

(防火対策等)

第四十五条 (略)

2 (略)

コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認しなければならない。

第四十七条～第四十八条 (略)

第二節～第五節 (略)

第五章 (略)

第四十七条～第四十八条 (略)

第二節～第五節 (略)

第五章 (略)

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣の認定を受けているものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一～四（略）</p>

3| 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、**第一項**各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

4| (略)

第四条～第六条 (略)

第二章～第七章 (略)

2| 前項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、**同項**各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

3| (略)

第四条～第六条 (略)

第二章～第七章 (略)

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第三条～第二十七条の四（略）</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ～ツ（略）</p> <p>ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ナ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書</p> <p>リ（略）</p> <p>シ（略）</p> <p>ウ その他イからシまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第三条～第二十七条の四（略）</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ～ツ（略）</p> <p>ネ（略）</p> <p>ナ（略）</p> <p>ラ その他イからナまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p>

二 インターネットプロトコル電話用設備

- イ 前号に掲げる書類（同号ソ及び**ウ**に掲げるものを除く。）
- ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
- ハ **ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書**

ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な

資料

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及び**ウ**に掲げるものを除き、**電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者**にあつては、同号ソ、ウ及び**ネ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前三号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**ナ**、**ラ**及び**ウ**に掲げるものを除く。）

ロ、ハ（略）

五（略）

六 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び**ウ**に掲げるものを除く。）

二 インターネットプロトコル電話用設備

- イ 前号に掲げる書類（同号ソ及び**ラ**に掲げるものを除く。）
- ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な

資料

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及び**ラ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前三号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**ネ**及び**ラ**に掲げるものを除く。）

ロ、ハ（略）

五（略）

六 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び**ラ**に掲げるものを除く。）

2
ロ〜ハ (略)

(管理規程)

第二十八条 (略)

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。

五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。

六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知に関すること。

2
ロ〜ハ (略)

(管理規程)

第二十八条 (略)

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する教育に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。

五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。

六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の報告、記録及び措置に関すること。

九 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置に関すること。

十 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。

十一 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理に関すること。

十二 当該管理規程の見直しに関すること。

十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項。

2 前項各号に掲げる事項には、別に総務大臣が告示する細目を含むものではない。

第三十条～第四十条 (略)

第三章～第四章の二 (略)

第五章 雑則

第四十一条～第五十七条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障

九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

十 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項。

第三十条～第四十条 (略)

第三章～第四章の二 (略)

第五章 雑則

第四十一条～第五十七条 (略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含

によるものを含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利
用者の数が三万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把
握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告
示する基準に該当するもの)
ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下の時間
が二時間以上のもの

二 (略)

第五十九条～第七十条 (略)

む。)であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が三万
以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難である
と認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該
当するもの)
ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間が二時間以上のもの

二 (略)

第五十九条～第七十条 (略)

様式第 1 ～様式第 49 (略)

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。
登録の番号又は届出の番号及び年月日

印

事故の種類	発 生 年 月 日	復 旧 年 月 日
発 生 場 所		
発 生 状 況		
発 生 原 因		
措 置 模 様		
復旧に要する費用		
事故に係る電気通信設備の概要		
事故の対策を確認し		

印

様式第 1 ～様式第 49 (略)

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。
登録の番号又は届出の番号及び年月日

印

事故の種類	発 生 年 月 日	復 旧 年 月 日
発 生 場 所		
発 生 状 況		
発 生 原 因		
措 置 模 様		
復旧に要する費用		
事故に係る電気通信設備の概要		

<p>た電気通信主任技術者の氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）</p>	
<p>注1 電気通信主任技術者の氏名は、法第46条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項の規定により配置する者を記入すること。</p> <p>2 電気通信主任技術者の氏名は、法第45条第1項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記入を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>注1 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>様式第51～様式第52 (略)</p>	<p>様式第51～様式第52 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

○ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（事故発生状況の報告）</p> <p>第七条の二 電気通信事業者は、様式第二十二の二により、毎四半期経過後二月以内に、次の各号に該当する事故の発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）</p> <p>ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下を受けた時間が二時間以上のもの</p> <p>二 電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障をきたした事故であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該電気通信役務の提供に支障をきたした事故の影響を受けた利用者の数が三万以上のもの</p> <p>ロ 当該電気通信役務の提供に支障をきたした事故により影響を受けた時間が二時間以上のもの</p> <p>三 電気通信設備に関する情報であつて、電気通信役務の提供に</p>	<p>第一条～第七条（略）</p>

支障を及ぼすおそれのある情報が漏えいした事故

2 前項の規定にかかわらず、軽微な事故として総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第八条～第九条 (略)

様式第 1～様式第 22 (略)

様式 22 の 2 (第 7 条の 2 関係)

事故発生状況報告					年	月	日
事業者名							
電気通信主任技術者の氏名							
発生日月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生場所	発生原因	措置模様	事故に係る電気通信設備の概要		

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者を記入すること。

2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記入を要しない。

3 第 8 条 3 号に該当する事故については、復旧年月日の記入を要しない。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 23 (略)

様式

第八条～第九条 (略)

様式第 1～様式第 22 (略)

様式 23 (略)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年四月一日以降である報告から適用する。

○ 電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 (略)		別表第一 (略)	
別表第二 (第 15 条第 2 項関係)			
電気通信番号の種別	要件	電気通信番号の種別	要件
1～4 (略)	(略)	1～4 (略)	(略)
5 第 9 条第 1 号に規定するもの (注 3)	1 (略) 2 第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第 42 条に規定する技術基準適合確認を行っていること。 (注 4) 3～8 (略)	5 第 9 条第 1 号に規定するもの (注 3)	1 (略) 2 第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第 42 条に規定する技術基準適合確認を行っていること。 (注 4) 3～8 (略)
6～11 (略)	(略)	6～11 (略)	(略)
12 第 10 条第 2 号に規定するもの	1 (略) 2 (略) 3 総務大臣が別に告示する総合品質 (事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) 第 36 条の 5 に規定するものをいう。以下 4 において同じ。) を満たすこと。 (注 5) 4 (略)	12 第 10 条第 2 号に規定するもの	1 (略) 2 (略) 3 総務大臣が別に告示する総合品質 (事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) 第 36 条の 5 に規定するものをいう。以下 4 において同じ。) を満たすこと。 (注 4) 4 (略)
13～15 (略)		13～15 (略)	
注 1～3 (略)		注 1～3 (略)	
<p><u>4 技術基準適合確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。</u></p>		<p><u>4 総合品質の測定については、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。</u></p>	
<p><u>5 総合品質の測定については、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。</u></p>		<p><u>4 総合品質の測定については、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。</u></p>	

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和六十年郵政省告示第二百二十八号）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報） 第四条（略） 2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 一～三（略） 3及び4（略）</p> <p>（総合品質） 第五条 規則第三十五条の十一の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を八〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>2 規則第三十六条第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>（ネットワーク品質） 第五条の二 規則第三十五条の十二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。 一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備</p>	<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報） 第四条（略） 2 規則第三十五条の八第二号（第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 一～三（略） 3及び4（略）</p> <p>（総合品質） 第五条 規則第三十五条の六の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を八〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>2 規則第三十六条第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p>

に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット損失率の値を〇・一％以下とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

二 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間においては、ITU-T Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を五〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を一〇ミリ秒以下とし、Y.1541 勧告におけるパケット損失率の値を〇・〇五％以下とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十八条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を定める件を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査
 - ア 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。
 - イ 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。
 - ウ 設備変更の際にとるべき事項に関すること。
- 二 事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。
- 三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策
 - ア 基本指針及び実施状況の公表に関すること。
 - イ 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。
 - ウ 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。
 - エ 情報漏えい防止対策に関すること。
 - オ 外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。

カ セキュリティ確保領域に関すること。

キ サイバー攻撃への対処に関すること。

四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知

ア 迅速な原因分析のための事業者と製造者等との連携に関すること。

イ 故障箇所の特定のためにとるべき事項に関すること。

ウ 接続電気通信事業者との連携に関すること。

エ 事故情報の公表に関すること。

五 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置

ア サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。

イ 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。

六 設計指針及び計画管理

ア ソフトウェアの導入時及び更新時の信頼性確保に関すること。

イ 設備導入前の機能確認に関すること。

ウ 設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。

エ 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。

オ 障害の極小化対策に関すること。

七 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置

ア 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。

イ ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。

ウ ふくそうの拡大防止に関すること。

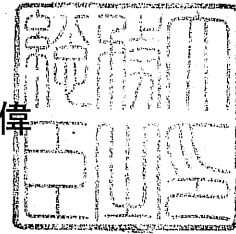


諮問第1179号
平成19年7月23日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 菅

義偉



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第41条第1項及び第45条第1項ただし書の規定に基づき、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）及び電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）の一部を改正することとしたいので、同法第169条第4号の規定により諮問する。